

朝霞市企業管理規程第 3 号

朝霞市企業職員就業規程の一部を改正する規程

朝霞市企業職員就業規程（令和元年朝霞市企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項」を「第 2 9 条」に改める。

第 2 8 条中「第 1 0 号）の」の次に「適用を受ける者の」を加える。

第 2 9 条を次のように改める。

第 2 9 条 職員の部分休業については、朝霞市職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける者の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。